

## 住宅ローン控除の特例の延長等について

一定の期間(※)に契約した、令和4年末までの入居者を対象として、消費税 10%が適用される新築・中古住宅の取得等を行った場合に、住宅ローン控除の控除期間について10年間から13年間とした特例措置を延長します。

また、この特例措置の延長に該当する場合で、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅についても、適用を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、住宅ローン控除の適用を受けることができるようになります。

※注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで



	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
<b>【改正後】</b> 経済対策として 控除期間13年間の措置を延長	(10月1日) 税率引上げ(10%)		注文住宅はR2年10月から R3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年12月から R3年11月末まで	R4年末までの入居 控除期間 13年
コロナ特例 ※コロナを踏まえた上乗せ措置の弾力化		注文住宅は R2年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年11月末まで	R3年末までの入居 控除期間 13年	
消費税率10%引上げに伴う 反動減対策の上乗せ措置 ※控除期間13年間		R2年末までの入居 控除期間 13年		面積要件 = 50㎡以上
住宅ローン控除 ※消費税率8%への引上げ時に反動減対策として 拡充した措置	平成26年4月入居～	控除期間 10年		

面積要件 ⇒ 40㎡以上  
 ※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下

【財務省HPから引用】